

令和 5 年 2 月 9 日
(2023 年)

報道各社 各位

消防局総務課長

職員の懲戒処分について

みだしの件について、下記のとおり処分しましたので、ご報告いたします。

記

1 事案の概要

当該職員は、令和 4 年 6 月 12 日（日）10 時 28 分頃、神戸市営地下鉄三宮駅の上りエスカレーターにおいて、スマートフォンで女性のスカートの中を盗撮した容疑で、令和 4 年 10 月 27 日（木）兵庫県生田警察署により家宅捜索を受けた後、同日逮捕されました。

また、その後の捜査において、他人の敷地内に無断で立入り、室内をスマートフォンで盗撮していたことも発覚しました。

2 処分年月日

令和 5 年 2 月 9 日

3 処分対象者及び処分内容

| 所属 | 職名等 | 年齢 | 性別 | 処分内容 |
|-----|-------|------|----|------|
| 消防局 | 消防司令補 | 40 歳 | 男性 | 免職 |

4 処分理由

当該職員の行為は、公共の場所や他人の敷地内において、スマートフォンで女性のスカートの中や室内を盗撮したもので、地方公務員法第 33 条の信用失墜行為の禁止に該当するものです。

これらの行為は、高い倫理観及び規範意識が求められる公務員として、また市民の生命、身体、財産を保護する任務を負う消防職員として、あるまじき行為で、西宮市消防職員の信用を著しく傷つけるものであり、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当するため、厳正に対処したものです。

以 上

問い合わせ先：消防局総務課：大坂（TEL:0798-32-7303）